

平成26年度以降の住宅改修に係る申請手続きについて

東根市健康福祉部福祉課長寿介護係（平成26年3月）

介護保険住宅改修費等の支給申請については、利用者が全額を事業者に支払った後に、申請を頂き、保険給付分を利用者に給付する「償還払い」が原則ですが、東根市では、被保険者等の経済的な負担を軽減し、安定した介護保険サービスの利用を図るため、住宅改修費等の支給について、受領委任払いによる給付を平成26年4月から実施します。

受領委任払いによる給付とは、住宅改修費等の給付費の受領の権限を事業者に委任し、利用者は事業者に改修費用の1割のみを支払い、市へ申請頂くことにより、残りの9割を介護保険住宅改修費として市から事業者へ支払うことをいいます。

償還払いによる申請ですと、一旦費用の全額を立て替えなければなりません。受領委任払いでの申請では、費用の1割のみの負担で済みますので、利用の条件等をご確認のうえ、ご利用ください。

◎住宅改修費等の受領委任払い制度（概要）

1 介護保険制度における住宅改修とは

介護保険制度における要介護・要支援認定を受けた方が、身体の状態に応じて手すりやスロープの設置、段差解消工事などの定められた種類の住宅改修を行った場合、原則的に改修費用の9割額を介護保険から給付するもの。

要介護・要支援認定を受けた東根市の被保険者で、実際に居住し住民登録をしている住宅について改修する場合に対象となります。

2 住宅改修の希望があれば

まずは、ご自身のケアマネジャーにご相談ください。住宅改修についても介護保険サービスの一環として行われるものであり、ケアプランや理由書作成などに関係することもありますので、ケアマネジャーに相談してから申請してください。

3 支給の方法を選択してください

介護保険住宅改修については、原則的には、利用者が全額を事業者に支払った後に、申請を頂き、保険給付分を利用者に給付する「償還払い」となっています。

しかし、償還払いだと一旦全額を負担し、その後9割額が給付されることになるため、一旦全額を立て替えることが経済的な負担になるのであれば、「受領委任払い」制度を利用することもできます。受領委任払いであれば、利用者は改修費用の1割額のみを事業者に支払い、残りの9割額は、市から事業者へ介護保険住宅改修給付費として支払うこととなります。

ただし、受領委任払い制度を受けるには、以下の条件がありますので、確認のうえ申請してください。

4 受領委任払い制度を利用できる方

- (1) 東根市の被保険者で、要支援・要介護認定を受けている、在宅の方
- (2) 保険料の滞納による処分（保険給付の支払方法の変更又は一時差止め等）を受けていない
- (3) 依頼する事業者が受領委任払いを受ける事業者として東根市に登録している場合
- (4) 認定申請中であつたり、入院中でない方

5 その他

- (1) 受領委任払いに該当しない場合でも、従来の償還払いによる住宅改修は可能です。

(2) 償還払い、受領委任払いに関わらず、介護保険制度による住宅改修費の給付を受けるためには、事前審査が必要になりますので、ケアマネジャー、改修事業者等と十分にご相談ください。

(3) 必要な書類等は、別の「住宅改修手続きの流れ」をご参照ください。

(4) 基本的に、改修工事費用で言えば20万円が限度となります。(20万円を超える工事でも構いませんが、超えた分は全額自己負担になります。)